

# 稲川物産観光協会会則

## (目的)

第1条 本会は、湯沢市稲川地域及びその周辺の特産品を宣伝紹介し、販路の開拓と観光事業の振興を図るとともに、関係機関、団体との連携を密にして市内業界の振興に寄与することを目的とする。

## (名称及び事務局)

第2条 本会の名称を稲川物産観光協会とし、事務所を古舘庵内に置く。

## (事業の内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 特産品の宣伝・販売、並びに販路の開拓
2. 各種展示会への参加と実施
3. 技術振興のための研究及び講習会の開催
4. 観光宣伝並びに観光客の誘致活動
5. 観光資源の調査研究
6. その他目的達成のための事業

## (会 員)

第4条 本会の会員は、湯沢市稲川地域及びその周辺で事業を営む個人又は事業所で、理事会の承認を得た者とする。

## (役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

理 事 15名以内（会長1名、副会長3名以内）

監 事 2名

## (役員を選出)

第6条 理事及び監事は総会で選出し、会長、副会長は理事の互選によるものとする。  
また、必要に応じて員外役員を置くことができる。ただし、員外役員は会員事業所内に所属する者とする。

(役員の仕事)

第7条 役員は次の仕事を負う。

1. 会長は会を代表し会務を総理し、総会及び理事会等の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事は、会務の遂行を図る。
4. 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げないものとする。補欠で選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。役員は、任期満了といえども後任者の決定までその仕事を行うものとする。

(顧問及び参加)

第9条 本会に顧問及び参加をおくことができる。顧問及び参加は、役員会に図り会長が委嘱する。

(総会)

第10条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回会長がこれを招集する。  
臨時総会は、会長及び理事会が必要と認めた場合、会長がこれを招集する。

(総会の議決事項)

第11条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (ア) 事業計画及び予算
- (イ) 事業報告及び予算
- (ウ) 会則の変更
- (エ) その他重要な事項

(役員会及び理事会)

第12条 次の事項に該当する場合に役員会及び理事会を開催する。

- (ア) 会長が必要と認めたとき
- (イ) 理事から理事会召集の請求があったとき

(議決)

第13条 会議の議決は、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は会長が決する。

(会 費)

第 14 条 本会の会費は、年額 5 千円とする。

(会 計)

第 15 条 本会の経費は、会費、販売歩合金、補助金及びその他の収入金をもってあてる。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

付 則

1. この会則に定めるもののほか必要な事項は役員会で定める。
2. この会則は、昭和 5 6 年 7 月 1 7 日から施行する。
3. この会則は、平成 6 年 3 月 2 4 日より適用する。
4. この会則は、平成 1 5 年 1 0 月 9 日より適用する。
5. この会則は、平成 1 6 年 4 月 2 2 日より適用する。
6. この会則は、平成 1 7 年 5 月 2 0 日より適用する。
7. この会則は、平成 2 2 年 7 月 1 5 日より適用する。

# 稲川物産観光協会会則の事務局に関する内規

2010. 7. 15制定

(本内規に定める事項と目的)

第1条 本内規は、会則第2条に定める事務局について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局長)

第2条 会長もしくは理事会で必要と認めるときは、事務局に事務局長をおくことができる。事務局長の任期は定めない。

(改廃)

第3条 本内規の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本内規は制定の日から施行する。

# 稲川物産観光協会会則の会員に関する内規

2010. 7. 15制定

(本内規に定める事項)

第1条 本会則第4条に定める会員が入会又は退会を申し出たときの手続きは、この内規によるものとする。

(入会手続)

第2条 本会への入会を希望する者は、入会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会手続)

第3条 本会からの退会を希望する者は、退会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会費の未納がある会員から退会の申請があった場合は、原則として未納分の会費清算後に退会を許可する。

(除名扱い退会手続)

第4条 2年間にわたり会費納入がなく、会費の督促にも応じない場合は、理事会で除名扱い退会とすることができる。

(改廃)

第5条 本内規の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本内規は制定の日から施行する。